

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年六月三日法律第五十六号）

（抄）

1

○ 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律六月三日第五十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条の二第一項の改正規定、第三十五条第一項第六号の次に一号を加える改正規定及び第三十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。